

新型コロナウイルス感染症に関する報告書

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」によると、新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日（24時間）を経過すること」とされています。

なお「軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態のことを指します。

この報告書は、発症日から毎日の体温や症状を記入し、新型コロナウイルス感染症が治り、登園する際に、保育園に提出して下さい。

ふたば保育園（ ）ぐみ 名前（ ）

診断名： 新型コロナウイルス感染症

診断日： 令和 年 月 日（ 曜日）

医療機関名：

◎ 毎日体温や症状を記入しましょう。

	月日（曜日）	午前の体温	午後の体温	症 状	解熱剤使用の有無
発症日	月 日（ ）				有・無
1日目	月 日（ ）				有・無
2日目	月 日（ ）				有・無
3日目	月 日（ ）				有・無
4日目	月 日（ ）				有・無
5日目	月 日（ ）				有・無
6日目	月 日（ ）				有・無
7日目	月 日（ ）				有・無

◎上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後24時間、自宅療養を行いましたので、本日より登所させます。

令和 年 月 日

保護者名